静岡県教育委員会告示第７号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条の規定に基づき指定技能教育施設の設置者から名称を変更する旨の届出があったので告示する。

平成30年３月16日

静岡県教育委員会教育長　　木　苗　直　秀

１　変更前の技能教育のための施設の名称

KTC中央高等学院　静岡キャンパス

２　変更後の同施設の名称

KTCおおぞら高等学院　静岡キャンパス

３　変更年月日

平成30年４月１日